

## 空き家等の解体（除却）費用の一部を補助します

木古内町では、町民のみなさまが安全で安心な居住環境を確保するため、町内に所在する空き家の解体（除却）に要する費用の一部を補助します。

### 1. 補助の対象となる空き家及び対象とする経費

- (1) 概ね1年以上使用実態がない、一戸建ての住宅（住宅兼店舗等も含む）または長屋・共同住宅（全住戸が利用されていないもの）
- (2) 空き家及びそれに付随する家財等並びに敷地内の工作物等を解体（除却）する工事費用

※補助金交付決定前に工事に着工していたり、工事が完了している場合は補助対象外です。

### 2. 補助対象者（申請者）

- (1) 補助の対象となる空き家の所有者（所有者が死亡している場合は相続人等）
- (2) 補助の対象となる空き家が所在する土地の所有者等（空き家所有者等の同意書が必要）

ただし、申請者は次のいずれの要件も満たすこと

- (1) 町税及び使用料、その他の徴収金を滞納していないこと
- (2) 暴力団員でないこと

### 3. 補助率と補助限度額

- (1) 事業費に対する補助率 1 / 2（千円未満切り捨て）
- (2) 補助限度額 600,000円

### 4. 補助要件

以下の要件を全て満たすこと

- (1) 木古内町内に所在する空き家で、個人が所有する専用住宅、併用住宅または共同住宅であること。
- (2) 申請時点において、使用の実態が無くなってから概ね1年以上経過していること。
- (3) 所有権以外の権利が設定されていないこと、または設定されている権利権者全員の同意書を提出できること。
- (4) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (5) 他の同種の補助金の対象となっていないこと。
- (6) 建て替えを目的とした解体（除却）でないこと。
- (7) 解体（除却）工事は、補助金の交付決定をされた年度の1月末日までに完了すること。
- (8) 補助金実績報告日から1年間は、営利目的の活用及び有償による譲渡または貸与を行わないこと。

## 5. 施工業者の要件

(1) 町内に本店または営業所を有する法人及び町内に主たる事業所を有する個人で、建設業法に基づく建設業の許可または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事業の登録を受けた事業者。

※この補助事業の施工業者として、町に登録をしている事業者とします。

## 6. 申請及び完了報告に必要な書類

### ◆補助金交付申請◆

「木古内町空き家等除却費補助金交付申請書」に下記必要書類を添付して申請してください。

- (1) 空き家位置図
- (2) 現況写真（建物及び敷地の状況がわかるもの）
- (3) 解体工事に係る業者からの見積書（解体工事を行う事業者の押印があるもの）の写し
- (4) 登記事項証明書または固定資産課税台帳記載事項証明書
- (5) 対象となる空き家の所有者等以外の者が申請する場合は、当該所有者等の委任状
- (6) 対象となる空き家の所有者と所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者の解体等に係る同意書（※様式があります。）
- (7) 確約書（申請者以外に建物に権利を有する共有名義人又は法定相続人等がいる場合）（※様式があります。）
- (8) 戸籍謄本・除籍謄本等（建物所有者が死亡しており、その法定相続人等が申請する場合に所有者の死亡日及び所有者と申請者との続柄が証明できるもの）

### ◆補助金実績報告◆

補助対象工事が完了したら「補助金実績報告書」に下記書類を添付して速やかに提出、報告してください。

- (1) 工事契約書の写し
- (2) 工事完了写真（跡地の状況がわかるもの）
- (3) 工事代金の請求書及び領収書（事業者の押印があるもの）
- (4) 廃棄物処理に関する証明書（マニフェスト）の写し

※ 提出された報告書、書類の内容審査を行い適合すると認めるときは「補助金交付額確定通知書」を交付します。

## 本制度に関する申請先・お問い合わせ先

### ◆木古内町役場町民課住民グループ

電話：2-3131 内線128、129